

Press Release

令和6年12月15日14時
宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産局

川南町における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る清浄性 確認検査及び搬出制限区域解除検査の結果並びに搬出制限区 域の解除に伴う消毒ポイントの一部終了について（第6報）

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る清浄性確認検査及び搬出制限区域解除
検査の結果、異常が確認されませんでした。

検査結果に基づき、発生農場から3～10km以内の搬出制限区域を本日14時
をもって解除しました。併せて、消毒ポイントの一部を終了しました。

1 清浄性確認検査

- (1) 対象件数：6農場（移動制限区域内の全ての農場（空舎を除く））
- (2) 検査結果：異常なし

2 搬出制限区域解除検査

- (1) 対象件数：9農場（搬出制限区域内の農場から抽出（空舎を除く））
- (2) 検査結果：異常なし
- (3) 制限区域の解除：検査結果に基づき、発生農場から半径3～10km以内の搬出制限区域（対象108農場）を本日14時に解除し、監視強化区域へ移行

3 搬出制限区域解除に伴う消毒ポイントの一部終了

搬出制限区域の解除に伴い、同区域内の2箇所の消毒ポイントを終了

- ①終了箇所：JAみやざき児湯地区本部 木城支所、都農町境ヶ谷
- ②終了日時：12月15日（日）14時

4 今後のスケジュール（最短の場合）

12月26日（木）午前0時（令和6年12月4日（水）の防疫措置完了から21日
経過後）に、発生農場を中心とする半径3km以内の移動制限区域を解除

5 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先
宮崎県畜産局
電話番号：0985-26-7140
担当：井上、黒木（豊）

消毒ポイントリスト

○消毒ポイントの詳細

令和6年12月15日 14時現在

	消毒ポイント名	設置範囲	設置道路名称	設置住所	消毒方式	運営時間	備考
1	農業中学校	3km	国道10号線	児湯郡高鍋町持田5733	動噴	24時間	12月3日 7:00開始
2	JAみやざき児湯地区本部 本城支所	10km	県道304号線	児湯郡本城町高城4126-1	動噴 常設消毒槽併用	24時間	12月3日 7:00開始 12月15日 14:00終了
3	都農町境ヶ谷	10km	国道10号線	児湯郡都農町川北14785-1	動噴 常設消毒槽併用	24時間	

鳥インフルエンザ消毒ポイント位置図 (令和6年12月15日(日) 14:00)



【搬出制限区域(半径10km)終了】 12月15日(日) 14時00分
終了箇所 ② JAみやざき児湯地区本部木城支所
③ 都農町境ヶ谷